

続「かしの、かりもの」ー『「かしの・かりもの」の世界』を読むー

前回に続き今回も「かしの、かりもの」がテーマです。昨年10月に天理教青年会から『「かしの・かりもの」の世界』(澤井一郎.2024)という本が出版されました。この本は天理教青年会の機関誌「あらしとうりょう」(季刊)に連載されていたものをまとめたものです。この本を読んでみると、いろいろ参考にすべき点が書かれていたので、その点を入れて考察し直す必要があると思ったからです。

澤井氏は2011年に『「おさしづ」におけるかしの・かりもの^{の理}ー『おふでさき』及び「こふき話」の理解を踏まえて』(『天理教校論叢41号』)を発表しています。『「かしの、かりもの」の世界』が一般向けなのに対して、こちらは研究論文です。その問題意識は、従来の「かしの、かりもの」の説明には6首しか用例のない「おふでさき」が主に使われ、数百回の用例がある「おさしづ」からの引用は少ないということです。

その理由として、私は、天理教の教祖は中山みきであり、その著作である「おふでさき」に基づいて説かれるのが天理教教理であるということにあると思います。ただ、問題は、「おふでさき」の用例からだけでは、いま説かれている「かしの、かりもの」の教理は導き出せないという点にあります。それをいかに導き出すか、それを試みたのが『「かしの・かりもの」の世界』なのです。

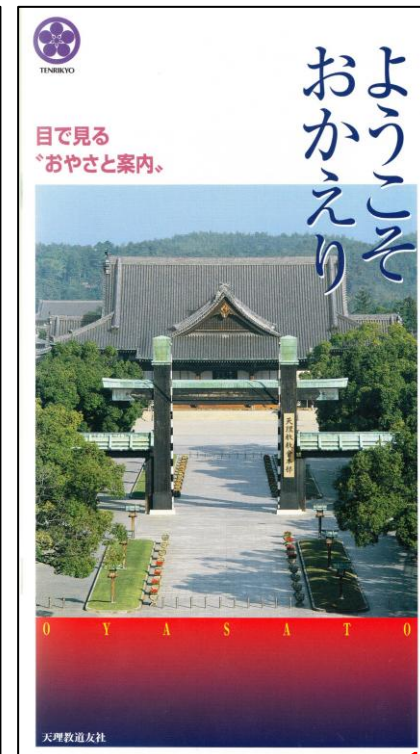
天理教の教祖は中山みきである

今年1月に『ようこそおかえり天理』という初心者向けの天理教紹介パンフレットが道友社から発売されました。今までも『ようこそおかえり』というパンフレットがありました。ただ、こちらは施設案内が主で、教理は付け足しといった感じでしたが、『ようこそおかえり天理』では教理が前面に出て来ています。目次のすぐ後に「教祖・中山みき」とあって、「略伝、教祖存命の理」と続き、「親神・天理王命、陽気ぐらしー天理教が目指すもの、かしの・かりもの」と教理が出てきます。

『ようこそおかえり天理』P5

教祖・中山みき

天理教教祖のことを、特別な思慕を込めて「^{おやさま}おやさま」とお呼びする。これは、教祖が親なる神の顕現として、慈悲深く、厚い親心をもって人々を導かれたことによる。^{やまと}大和の片田舎に住まう一人の女性によって、この教えは^{ひら}啓かれた。



右の文は『ようこそおかえり天理』P7のコラムに出ているものです。

「親神・天理王命」が説く内容は、『天理教教典』（以下『教典』）第四章「天理王命」に書かれているものです。『教典』には第三章「元の理」にも月様、日様を親神とする神観があって、修養科ではこちらが教えられています。ただ、教祖存命中の「みかぐらうた」本の神名は、ほぼ「天輪王命」なのですが。

「陽気ぐらしー天理教が目指すもの」では天理教の目指す生き方、世界を「陽気ぐらし」というのだと書かれています。「陽気ぐらし」は大正期以降に天理教のキャッチフレーズになったもので、「おふでさき」にその用例はありません。澤井一郎氏も先人の書き残したものに「陽気ぐらし」はあまり出てこないという指摘をしています。

「かしもの・かりもの」は天理教の中心的な教理であることはここにある事でも分かります。

「親神・天理王命」「陽気ぐらし」「かしもの、かりもの」それぞれ教祖伝、天理教史のなかでの経緯があり、教祖の教えも含めて、いろいろな教えが絡み合って成り立っています。これが天理教教理解釈の難しいところです。

ただ、天理教には「教祖は中山みき」であるという大原則があります。そして、教祖には「おふでさき」「みかぐらうた」という書き物が残されています。特に「おふでさき」は直筆なので、天理教の教理はそれに準じている必要があります。

親神・天理王命 この世と人間を創造された「元の神」であり、いまなお万物を守護し育む「実の神」である。人間の親なる神様であるところから親神様とお呼びする。神名の天理王命とは、天の理（筋道・法則）をもってこの世を統べ治める神という意味である。その守護の全容を十に分け、それぞれの働きに神名を付けて説かれたものを「十全の守護」という。おつとめ（P13）では「なむ天理王命」と神名を唱えることで、「十全の守護」への感謝と祈りを捧げる。なお、天理教原典の一つ「おふでさき」では、親神の呼び名を「神」「月日」「をや」と変えて教示されている。

陽気ぐらしー天理教が目指すもの 「陽気ぐらし」とは、世界中の人間が互いにたすけ合うことで現れる、明るく活気に満ちた、喜びずくめの世の姿をいう。／ 親神様は教祖を通して、人間創造の目的である「陽気ぐらし」に近づく生き方を教えられた。それは、自己中心的な心を離れて、他者の幸せを願い、たすけ合う心へと成長していくことである。親神を信じ、教祖の教えを守って人生を歩むところに、真の幸福が叶い、やがては真の平和である、「陽気ぐらし」世界が実現すると教えられる。

かしもの・かりもの 教祖は、誰もが自分のものと思って使っている体は親神様からの「かりもの」とであると説かれた。人間にとって自分のものは「心」だけであり、その心の使い方に応じて、身の上に良いことも悪いことも起こってくると教えられる。／ 借り物である体は、貸し主である親神様の思いに適う使い方をするのが肝心であり、勝手気ままな使い方をしていると、その身に思わぬ不自由を強いられることもある。教祖は、こうした思召に沿わない自分中心の心づかいを「ほこり」にたとえ、日々掃除を心掛けるよう求められた。親神様のご守護に与ることのできる心づかいは誠の心であり、その最たるものは「人をたすける心」とされる。（『ようこそおかえり天理』P7. 天理教道友社. 2025）

『「かしの・かりもの」の世界』を読む

下の文は『「かしの・かりもの」の世界』の一番最後にあるものです。ここに同書の結論的な内容が記されています。それは天理教教祖中山みきの直筆である「おふでさき」には「かしの、かりもの」の教理は説かれていないが、「おふでさき」が書かれる前提として「十柱の神様のご守護」と「八つのほこり」に基づく伝統的な「かしの、かりもの」教理があったというものです。つまり、「おふでさき」には「かしの、かりもの」の教理はないが、教祖存命中から、「十柱の神様のご守護」と「八つのほこり」を前提としての「かしの、かりもの」教理はあったのだから、これは教祖の教えだと言っているわけです。こう考えないと、教祖中山みきの教えを説くのが天理教という大前提が崩れてしまいます。この「かしの、かりもの」の教理は原典ではまとまった形では説かれていないという問題意識を澤井氏は2011年に書かれた『おさしづ』におけるかしの・かりもの理」の中でも表明しています。この問題をどう考えていくのかが、『「かしの・かりもの」の世界』に与えられた課題であったのかもしれませんが。これを解くために澤井氏は誠実に資料と向き合っており、好感が持てます。ただ、向き合うことによって現在の「かしの、かりもの」は教祖の教えではないのではないかという疑問も浮き上がらせることにもなっています。

原典において、私たちが日々どのように通らせていただくかということについて、一番端的な形でさとされているのが、「よふぼく」としての生涯の心得が記されている「おさづけさしづ」（「おかきさげ」）の場である。その中では、大事なさとしとして、「かしの・かりもの、心一つが我がの理」とさとされている。／ そうした場面と、「おふでさき」のような世界たすけの思惑が記されている場面では、大きく話の主題が異なる。「おふでさき」のような場面では、「かしの・かりもの」については、時折、言及がある程度になる。／ そうした違いはあれども、いずれにしても、原典においては、「かしの・かりもの」について詳しく説かれるわけではない。原典の背景には、「こふき話」にあるような神様のお話がある。あるいは、「十柱の神様のご守護」と「八つのほこり」に基づく伝統的な「かしの・かりもの」のお話が背景にある。／ 原典において「かしの」や「かりもの」とおことばがあると、こうしたお話が心に浮かぶという形で説かれてきたのである。おことばの背景をたずねることで、「かしの・かりもの」と「八つのほこり」の理に基づいて、「誠の心」「たすけ一条の心」で通らせてもらおうという、この道の信心の土台にあるものが浮かび上がってくるのである。（『「かしの・かりもの」の世界』P212）

かしの・かりもの教理は、伝統的に「教えの台」と言われてきたとおり、先人の教話などにおいて中心的な位置を占めている。しかし、『おふでさき』『みかぐらうた』『おさしづ』という原典においては、必ずしもまとまった形では説かれていない。この点について、いかに考えることができるか。この論政では、こうした関心のもとに、『おふでさき』および「こふき話」の内容をふまえながら、『おさしづ』においてかしの・かりもの理かどのように論されているかということについて考察する。（『おさしづ』におけるかしの・かりもの理 『天理教校論叢41号』P94. 澤井一郎. 2011）

同書のポイントは1、2、9と連載の最終回である12、及び書下ろしである「補足」にあります。3～7、10、11は先人が説いた具体例の紹介です。1,諸井政一「教の理」、2,増井りんは前回でも紹介したところで、9,別席制度は、前回「おかきさげ」の内容として取り上げました。12と「補足」は著者の見解が明快に出ています。

1, 2, 9, については前回と少しダブりますが、1, 2, 9, 12及び「補足」を主に読んでいきましょう。

まえがき 〈青年会本部委員長 安井昌角(蒲生大教会長)〉

1「かしの・かりもの」の理に基づく生き方.諸井政一 「教の理」を読む

2「おやしき」で説かれていたこと.増井りん「長いこと勤めるのやで」を読む

3 互いたすけあいの心 ―新型コロナウイルスの事情におもう―

4 「かりもの」の埋かわかれば ―『初代会長様のお心を温ねて』を読む―

5 「幽霊」と「感激的恐怖」―『天理教綱要』の例話より―

6 「真実から人をたすける心」 ―加見兵四郎「かしの・かりもの」を読む―

7 小さいようで大きい ―日々の「心のつとめ」「身のつとめ」―

8 「かりもの」のことがわからいでは ―宮森与三郎「だめの教」を読む―

9「かしの・かりもの」と「誠」―別席制度からみる信心の心得―

10 誠一条の精神 ―土佐卯之助「神恩報謝」より―

11 身の内かりもののお話 ―梅谷四郎兵衛のお話を読む―

12「かしの・かりもの」の埋が教えの台 ―連載を終えるにあたって―

補足 原典における「かしの・かりもの」の理.「こふき話」をふまえつつ

初出一覧 〈1～12―『あらきとうりょう』277(2019. 11)～288(2022. 8)号. 補足. 書下ろし〉

付録//教の理 諸井政一／長いこと勤めるのやで. 増井りん／かしの・かりもの. 加見兵四郎／だめの教. 宮森与三郎／神恩報謝. 土佐卯之助／身のうちの守護. 梅谷四郎兵衛 // あとがき

大枠のところは、①、②、⑨の内容で追えるということになります。その上で、加見兵四郎(⑥)、宮森与三郎(⑧)、土佐卯之助(⑩)、梅谷四郎兵衛(⑪)といった先人の生涯にもふれつつ、その「かしの・かりもの」の理に関連する代表的なお話を読ませていただけてきました。それぞれに特徴がありますが、「かしの・かりもの」の理を心におさめて、心を入れ替えて通ることが記されています。そのときに手本となるのが、教祖の「ひながた」ということになります。

たとえば、⑧「『かりもの』のことがわからいでは」の宮森与三郎という先人のお話では、その冒頭で、

天理教におきまして、お話の台とするところは、教祖のひながた、かしの・かりもの、八つのほこり、それから、いんねんをはたす、というところに帰着するのであります。（「だめの教」『本部員講話集（上）』、20頁）

と、この道のお話の筋道がはっきりと示されています。／ このお話では、「教祖の『ひながた』ということがわからいでは、安心することができない」（同右）といわれ、お話の中では、「かしの・かりもの」の理に基づいてさとされ、「**教祖様を失わないように**してお通りくだされんことをお願いいたしておきます」と締めくくられています。（『「かしの・かりもの」の世界』P186）

①「かしの・かりもの」の理に基づく生き方 諸井政一「教の理」を読む

①は、前回(P9,10)でも取り上げた『正文遺韻』の「教の理」(同書付録P221～229)を読み解いています。この章の冒頭で「陽気ぐらし」が先人の話にでてこないということを指摘しています。「陽気ぐらし」という言葉が教内で最初に使われたのが大正6年(前々回資料P13)なので、明治期の文献にないのは当然で、『「かしの・かりもの」の世界』でよく引用されている『本部員講話集』は大正8～10年の出版ですから、まだ教内に普及していなかったのでしょう。

この「教の理」は、戦前、別席の前に行われていた「初試験」の内容をより詳しくしたものです。①でなぜ「教の理」が取り上げられているのかは、それが明治30年頃におやしきで語られていた内容であることを示すためです。「初試験」の文面が残るもっとも古いものは、大正15年木下真進堂発行『初試験』なのでそれがどこまでさかのぼれるのかが問題なのです。

「初試験」と比べると、「教の理」では、「ほこり」一つ一つの説明が詳しくなっています。

ただ、前回も指摘しましたが、「教の理」は内容が整い過ぎています。『正文遺韻』には諸井政一が書き残したもの以外にも、出版される時点で加えられたと思われるものがあり、この「教の理」もそうではないかという気がします。

先人の話に出てこない「陽気ぐらし」

今日、「陽気ぐらしの天理教」と、天理教の代名詞のように、「陽気ぐらし」が強調される。最近では、「日々の陽気ぐらしの実践」ともいわれる。／ このことばはよく耳にするが、私たちは、「陽気ぐらし」の生き方、教えに基づく生き方を、どのようにイメージしているか。漠然としたイメージにとどまっていることも多いのではないか。今日、「陽気ぐらし」について、教えの筋道に照らして語られることはすくない。／ それでは、この道の先人は、この「陽気ぐらし」について、どのように語ってきたのか。このように考えたとき、事情は少し複雑である。「陽気ぐらし」ということばは、しだいに強調して用いられるようになってきたという歴史がある。この道の先人のお話には、今日の常識からすると意外なほど、「陽気ぐらし」ということばが出てこない。(『「かしの・かりもの」の世界』P10)

「初試験」にの冒頭にある「天理王命と申しますは十柱の神様を総称した御名」という定義は、『教典』第三章の「この世の元の神・実の神は、月日親神であつて、月様を、くにとこたちのみこと 日様を、をもたりのみことと称える。あとなるは皆、雛型であり、道具である」とも、第四章の「親神を、天理王命とたたえて祈念し奉る。……その守護の理は、これに、神名を配して、説きわけられている」とも異なるものです。それゆえか、『教典』が発行された前年の昭和23年に「初試験」は「誓いの言葉」に変更されています。

天理王命と申しますは十柱の神様を総称した御名であります。

國常立命様は　／　天にては「月様」と御あらはれ、人間身の内では「目胴うるほひ」の御守護、世界にては「水」の御守護を成し下されます。

面足命様は　／　天にては「日様」と御あらはれ、人間身の内では「温み」の御守護、世界にては「火」の御守護を下されます。

國狹土命様は　／　人間身の内では「皮つなぎ」の御守護、世界にては「金銭、縁談、よろづつなぎ」の御守護を下されます。

月讀命様は　／　人間身の内では「骨つつぱり」の御守護、世界にては「粒毛、草木、萬づつつぱり、地上より自ら立つて居る昔」の御守護を下されます。

雲讀命様は　／　人間身の内では「飲み食ひ出入り」の御守護、世界にては「水気上げ下げ」の御守護を下されます。

惶根命様は　／　人間身の内では「息吹き分け」の御守護、世界にては「風」の御守護を下されます。

大食天命様は　／　出産の時「親と子との体縁を切って下され」、人間出直しの時「此の世との縁を切つて下され」ます、世界にては「種物の芽はらを初め其他切ること」の御守護を下されます。

大戸邊命様は　／　出産の時「親の体内より子を引出し」の御守護、世界にては「粒毛萬づ引出し」の御守護を下されます。

そこで、人間生れる時、大食天命様が体内の縁を切って下され、人戸邊命様が御引出し下され、生れた後は、國狹土命様が、元々通りあとじまいをして下されます、故に此三神の御守護の理により子を産む事を「産」と申します。

伊弉那岐命様は　／　人間御造化の時「男、雛型、種」とおなり下されました。

伊弉那美命様は　／　人間御造化の時「女、雛型、苗代」とおなり下されました。

以上十柱の神様が、御守護下されますから、自由自在が叶ふので御座います。

人間身上は神様よりの借物であります、此借物と云ふ理を知らず、きつい、きまゝ、勝手の心を使ふて通ります、是れが天理に叶はるので御座います、其叶はぬ心が「埃」となるのであります、其埃は、即ち

ほしい。をしい。かはい。にくい。うらみ。はらだち。よく。かうまん。の八つであります。

ほしい　と申ますと、価をもって、ほしいはよろしいなれど。働きもせず、価をも出さずして、ばしがるのは埃となります、

をしい　と申ますのは、すたるものを、をしむはよろしいなれど。出しをしみ、骨をしみ、等が埃となります。

かはい　と申ますと、へだてのない可愛はよろしいなれど。身臍氣、身勝手から愛に溺れるのがほこりとなります。

にくい　と申ますと、罪をにくむは、よろしいなれど、理を非にまげてでも、人を憎む様な事は埃となります。

うらみ　と申ますは、我身我心のいたらぬ処を恨むのはよろしいなれど。人を恨む様な事は埃となります。

はらだち　と申ますと理非をたて、腹をたてない様にするのはよろしいなれど。自分の気促、勝手、疳癪から腹を立てる様な事は埃となります。

よ　く　と申ますと、至当の欲はよろしいなれど。ごうよく、とんよく等がほこりとなります。

かうまん　と申すすと、自分の知って居る事を人に教へるのはよろしいなれど。人を眼下に見下し、たかぶる心がほこりとなります。

以に八つの心得違ひの埃が、つもり重なると、病氣となり、不時の災難となつて、現はれて、苦るしまねばならなので御座いますから、埃となる心を遣はぬ様にせねばなりません。

② 「おやしき」で説かれていたこと ―増井りん「長いこと勤めるのやで」を読む―

教祖存命中のおやしきで説かれていた教理

②は前回(P12～14)も取り上げた内容です。ここでは増井りんが入信をした明治7年まで「かしの・かりもの」教理はさかのぼれることを示そうとしています。ただ問題は、教祖直筆である「おふでさき」に明確な「かしの・かりもの」教理がないことです。これを澤井氏は『おふでさき』では、取次の人がすでによく知っているお話については、一から説きさとするようなことはされていない。それらは、一言いえばわかるのである。『おふでさき』には、そういう特徴がある」としています。

この考え方が、『「かしの・かりもの」の世界』の基調になっています。

この部分は次ページに掲載した「ほこりの説き分け考―地方教理文書を主として」(安井幹夫)、『逸話編』の「三六 定めた心」における「教えの理」の位置と内容―増井りん「長いことつとめるんやで」を読みつつ」(澤井勇一)という論文を参考にしていると思われます。

増井りんという先人の入信のお話

ここで考えたいことは、教祖のお隠れ以前の「おやしき」では、どのようなことが説かれていたのか、そして、先人はどのように心を定めて通られたのか、ということである。

教えの台といわれる「かしの・かりもの」の教えについて、原典の中では、あまり詳しくは説かれていない。原典の中でも第一に挙げられる「おふでさき」では、

めへ／＼のみのうちよりのかりものを しらずにいてはなにもわからん (三・137)

と、「かしの・かりもの」の理の重要性がはっきりと示されているが、直接、「かしの」や「かりもの」というおことばで説かれるおうたは、1711首のうちの6首である。

「おふでさき」では、取次の人がすでによく知っているお話については、一から説きさとするようなことはされていない。それらは、一言いえばわかるのである。「おふでさき」には、そういう特徴がある。

それでは、「おふでさき」が記されていた当時、「おやしき」では、取次の先生方は何を説かれていたのか。とくに、はじめてやってきた人に、どのように説かれていたのか。ここでは、増井りんという先人が入信されたお話を取り上げて考えてみたい。(『「かしの・かりもの」の世界』P22)

このページの資料は前回と全く同じもので、『「かしの・かりもの」の世界』の内容の前提になっています。かしの教理がどこまでさかのぼれるかという点で興味ある考察です。増井りんが入信したのは明治7年で、その時に教えられた中に、かしの教理があったというものです。これは昭和3年に書かれたりん自身の文章を根拠にしています。

史実からいえば、明治7年、大和神社の神職と神の守護について問答をしている。『稿本天理教教祖伝』によれば、仲田儀三郎、松尾市兵衛の両名は、「持参したおふでさき第三号と第四号を出して、当方の神様は、かく／＼の御守護を為し下さる、元の神・実の神である。と、日頃教えられた通り述べ立てた」、さらには、翌日、教祖はやってきた石上神宮の神職たちに直接会われ、「親神の守護について詳しく説き諭された」（115～117頁）のである。このとき、仲田、松尾がほこりの説き分けを語ったのかどうか。その点は判然としない。

さらに『稿本天理教教祖伝逸話篇』三六「定めた心」に、増井りんの話がある。明治七年、たすけを願って**男衆**を代参にたてて庄屋敷へ。「赤衣を召された教祖を拝み、取次の万々から教の理を承わり、その上、角目角目を書いてもらって」、あるいは「こうして、**教の理**を聞かせて頂いた上からは」、また、おちばへお礼詣りをした翌日、「仲田から**教の理**を聞かせてもらい」、さらに、教祖からお言葉があった。「佐右衛門さん、よくよく聞かしてやってくれますよう。目の見えんのは、神様が目の向こうへ手を出してござるようなものにて、さあ、向こうは見えんと言っている。さあ、手をのけたら、直ぐ見える。」（59～62頁）と仰せられている。「教の理」といわれることが、具体的にどのような内容をもつものだろうか。澤井勇一は「身のうちの理、貸物借物の御教理、八ッの埃、その他の御教理」であると指摘している。（「ほこりの説き分け考—地方教理文書を主として」安井幹夫。『天研15号』P47. 2013. 天理教校研究所）

『道之友』に掲載された増井りん自身の話—明治7年に「貸物借物の御教理」はあった！？

2025.02P12

幾太郎がそれを受取って判読いたしますと、其処には、身のうちの理、貸物借物の御教理、八ッの埃、その他の御教理が細々と認められ、三日三夜のお願をなさる時は必らずこの御教理を胸におさめてからなさる様にと添へ書きしてありました。私は幾太郎の読みあげるのを静かに聞いておりましたが、その時初めて成る程と合点がゆき、助けてくれ／＼だけでは御守護のなかつたことも判然わかりましたので『斯うして御教理を聞かしていただきますれば、仮令自分の身上や一家が何うなっても結構でござりまする。今後は暑さ寒さはいとはず、一家の因縁果しの為なれば、たとへ二本の杖にすがってゞも助け一条の為通らしていただきます。因縁果しの為なら母子四人、火の中、水の中でも通る上に不足心は更らに使ひません』と深く心定めをいたしまして、再び三日三夜のお願をさしていただきました。（前掲『みちのとも』9～11頁）〈※昭和3年12月5日号〉

（「『逸話編』の「三六 定めた心」における「教えの理」の位置と内容—増井りん「長いことつとめるんやで」を読みつつ」『天研14号』2012. P9の引用文. 澤井勇一）

⑨ 「かしの・かりもの」と「誠」 ―別席制度からみる信心の心得―

戦前は、別席の前にすでに紹介した「初試験」が行われていました。これは明治23年から実施されたと、「おさしづ」にあります。また、別席の後、「おさづけ」を頂くときに渡される「おかきさげ」には、「神のかしの・かりもの、心一つが我がの理」という言葉が出てきます。すでに記したように、戦後「初試験」は「別席の誓いの言葉」に変えられ、『信者の栞』が渡されるようになりました。

教祖のお隠れの後、「おさしづ」に導かれつつ、別席の制度がだんだんと整えられていった。

明治23年になると、その年の1月から、初席の前に「初試験」が課されるようになり、同年7月には、「おかきさげ」の文言が整えられ、「仮席」の制度がはじまっている。初試験の制度は、昭和23年に「お誓いの言葉」を申し上げる形に変更されたが、そのほかは、この時点で今日の別席制度がほぼでき上がっている。

この初試験というのは、今のようなお誓いをするのではなく、文字どおり、試験をされたのである。具体的には、「身の内お話」と「八つのほこり」、今日でいうところの親神様の十全のご守護、そして、「八つのほこり」の説き分けを、初席の前に暗唱することが求められた。今の制度からすると、別席の入口に難しい課題があるという感じになる。

この親神様のご守護と「八つのほこり」の説き分けの意味内容は、「かしの・かりもの」の理を心におさめて、心の「ほこり」を払い、「誠真実」の心で通らせていただく、というところにある。初試験において、このような意味合いをもつ説き分けを暗唱した上で、別席のお話を聞かせていただいたのである。（『「かしの・かりもの」の世界』P127）

明治二十三年一月十三日 夜 初席及本席の件に付伺

（前のおさしづにより中山会長より取決め下されしには、初席の者は会長と事務所一人、先生方一人、三人立合の上、**身の内御話し八つの埃の理を説かせ試験をする事**、試験済の者は別席に掛かる事、本席に出る時同様の上、本席を取扱う。もしも試験に合格せざる時は、日を経て又試験をする事に定め下されしが、これで宜しう御座いますや伺）

さあ／＼尋ねる事情、事情というは一時取り調べ、取り締まり中に何か論しやい、分からん事情は分けてやる。急がしい忙しいと言うて、これ分からんなりに通り来た。十分の理は些かである。一寸の理はやれ／＼たんのうの理運ぶ理もあり、一時これをこうして信心の理が難しい。貰うたとてじいと納してある者もある。貰わん先心の理に合うて一つの理がある。これは生涯の楽しみ理もある。世界論して心の理もある。たゞさづけだけ貰うた、これでよいという者もある。分からん者さづけ、世界十分通る処の理によって、一夜の間にも授ける者もある。三年五年貰いたいと信心の者もある。うっとしい難しい者もある。心の宝を求めて居て、世上の理を通る。これは不憫じゃな。何時渡すやら知れん。

生涯の理がさとされる「おかきさげ」

こうして別席のお話を9度聞かせていただき、心におさめさせていただいたその上で、「おさづけ」の理の拝戴ということになる。そして、引きつづいての仮席の場で、「おかきさげ」をいただき、「よふぼく」としてのこれから心がまえについてお話がある。／ その「おかきさげ」には何が書かれてあるかという、まず「生涯の理を諭す」といわれるように、そこには、「よふぼく」として、生涯心に置いて通る上でのかどめが記されている。／ 生涯の理を諭すには、よく聞き分け。難しい事は一つも言わん。どうせこうせこれは言わん、これは言えん。言わん言えんの理を聞き分けるなら、何かの理も鮮やかという。／ まず「生涯の理」をさとすからよく聞き分けるように、といわれる。そして、難しいことやどうせいこうせいといふことは言わんといわれ、この「言わん言えんの理」を聞き分けるなら、何かの理もあざやかであると、まずさとしの前提のようなおことばがある。／ その上で何をいわれるかという、／ それ人間という身の内というは、**神のかしもの・かりもの、心一つが我がの理**。／と、「よふぼく」として生涯心におさめて通る上で、その台となるさとしが出てくる。それは、人間はみな神の「かしもの・かりもの」であり、「心一つが我がの理」であるというものである。／ そして、「心一つが我がの理」といわれるその「心の理」について、／ 心の理というは、日々という常という、日々常にどういう事情どういう理、幾重事情どんな理、どんな理でも日々に皆受け取る。／と、日々常の心づかいが肝心であり、「どんな理でも日々に皆受け取る」とさとされる。（『「かしもの・かりもの」の世界』P129）

「おさづけ」とは、「かしもの・かりもの」の理を心におさめて、誠の心で通らせていただく心定め

「おさづけ」の理は、「たすけ一条」のために渡されるものであり、わが身に取り次ぐことはできない。自分ではなく、人に取り次がせていただく。ここに、「おさづけ」の特徴がある。「おさづけ」の理は、人をたすける心にいただくのである。／ 別席においては、最初、初試験で、親神様のご守護と「八つのほこり」の説き分けを暗唱し、その上で、別席のお話を聞かせていただく。そして、9度のお話を通してしっかりと心をおさめた上で、「おさづけ」の理を拝戴させていただく。さらに、「おかきさげ」によって、「よふぼく」として通るしでの心がまえがさとされる。／ こうして、初席を運ばせていただくところから、「おさづけ」の理を拝戴した後の仮席まで、最初から最後まで、幾重にも重ねてお教えくださる。こうして、**「かしもの・かりもの」の理を心におさめて、誠の心で通らせていただく**という、その心に、「たすけ一条」の宝をいただくのである。／ このように、別席制度の中で繰り返しお教えいただくところをみてみると、「かしもの・かりもの」の理を心におさめて、日々は「たすけ一条」の誠の心で通るという、一名一人の信心の心得がはっきりと立ちあらわれてくる。ここに、私たちが心に置いて通らせていただくかどめがある。（『「かしもの・かりもの」の世界』P132）

「おさしづ」における「かしの、かりもの」 「おかきさげ」が収録されている「おさしづ」には、「かしの、かりもの」が全部で371回出て来るそうです。そのなかで、「かしの」だけは、57例、「かりもの」だけは272例であり、巻別では、第七巻「補遺」が圧倒的に多い。だからといって、「おさしづ」だけで「かしの、かりもの」教理をまとめたのでは天理教教理にならない、天理教教祖は中山みきであるという大前提に合わないからです。それ故、「おふでさき」にその根拠を求める必要があるのです。

【「おさしづ」の刊行】
33冊本－昭和2～6年
8巻本－昭和11, 12年
7巻本（改修版, 現行版）－昭和38～41年

『おふでさき』や「こふき話」においては、「かしの」ないしは「かりもの」の語によって説かれていたが、『おさしづ』においては、その組み合わせ、すなわち、「かしの・かりもの」や「かりもの・かしの」という語も出てくる。今日の「かしの・かりもの」という定型化された言い方は、原典においては『おさしづ』にその根拠をたどることができるということになる。

それぞれの語が出てくる「おさしづ」の件数および該当箇所数は、「かしの」…50件、57カ所／「かしの・かりもの」…33件、33カ所／「かりもの」…156件、272カ所／「かりもの・かしの」…8件、9カ所となっている。総計では226件、371カ所となる。「かしの」と「かりもの」がともに出てくる「おさしづ」は19件、「かしの」と「かしの・かりもの」は2件である。全体的に、「かりもの」の語が圧倒的に多いことが分かる。そして、「かしの・かりもの」は1件の「おさしづ」の内に1回、「かりもの・かしの」「かしの」についてもほとんど1件に対して1回しか出てこないのに対して、「かりもの」は1件の内に複数回出てくる場合が多いことも、これらの語の特徴であろう。

件数、該当箇所数（丸括弧内は、上から「かしの」「かしの・かりもの」「かりもの」「かりもの・かしの」の該当箇所数）を巻別にみると、

第一巻…30件、56カ所（15、3、36、2）	第五巻…3件、4カ所（0、0、2、2）
第二巻…4件、7カ所（0、1、6、0）	第六巻…5件、7カ所（0、0、7、0）
第三巻…7件、21カ所（0、0、21、0）	<u>第七巻…170件、269カ所（40、28、196、5）</u>
第四巻…7件、7カ所（2、1、4、0）	

となる。第七巻の「補遺」において圧倒的に多いことが分かる。これに関しては、旧版の『おさしづ』が編纂されるに際して、慎重を期す上からとられた収集態度に要因があると思われる。すなわち、旧版の『おさしづ』が、刻限、本席身上願、本部や教会事情、本部在籍者や直属教会の関係者の伺いを収集されているのに対して、改修版の「補遺」においては、個人の身上・事情の伺いや「おさづけさしづ」が圧倒的に多いことがその要因として考えられる。（「『おさしづ』におけるかしの・かりもの」の理－『おふでさき』および「こふき話」の理解をふまえて『天理教校論叢41号』P94. 澤井一郎. 2011）

⑫ 「かしもの・かりもの」の理が教えの台 ー連載を終えるにあたってー

ここでは「おふでさき」には「かしもの、かりもの」教理は説かれていない、それはすでに周りの人間が知っていることは省略されたからだという見方が示されています。

原典のおことばの背景

「おふでさき」「みかぐらうた」「おさしづ」といった原典、そして、原典に準ずるものとして「こふき話」がありますが、この連載では、そうしたものは、ほとんど取り上げていません。原典や「こふき話」では、「かしもの・かりもの」の理についてどのように説かれているのか、ということについては、以前、天理教校本科研究室編『天理教校論叢』の第41号（「『おさしづ』におけるかきもの・かりもの理ー『おふでさき』および「こふき話」の理解をふまえて」）に書かせてもらったことがあります。

そのときに、「かきもの・かりもの」の教理は、伝統的に「教えの台」といわれるように、先人のお話の中では中心的な位置をしめているのに対して、原典においては、必ずしもまとまった形では説かれていない。この点はどのように整理して考えることができるのか、ということがらが念頭にありました。／ 「おふでさき」の中では、

めへ／＼のみのうちよりのかりものを しらずにいてはなにもわからん（三・137）

とありますように、「かきもの・かりもの」の理の重要性は、はっきりと示されています。しかし、すでによく知っていることとして、あらためて詳しく説かれているわけではありません。直接的に、「かきもの」や「かりもの」というおことばで説かれるおうたは、1711百のおうたの中でも6首だけです。／ 「おふでさき」は、明治2年から同15年にかけて、教祖が直々に筆をとって記されています。教会本部からは、昭和3年にはじめて公刊され、その後、戦争の時代には「おふでさき」の回収を余儀なくされるということもありましたが、今日においては、誰でも拝読することができるようになっています。／ しかし、「おふでさき」が執筆された当時を考えますと、第一の読み手は秀司先生をはじめとする「おやしき」の人たちであり、そこでは、当時の「おやしき」の様子や出来事、教祖から教えていただいたお話、信者間で説かれていたことなど、当時「おやしき」の取次人と呼ばれる人々がよく知っておられたことを前提としておうたが記されています。簡単にいうと、そうしたところは省略されて、ことばの上にははっきり出てこないわけです。／ 高野友治「『おさしづ』読後感ー特に事情身上の問題について」（『天理教教学研究』創刊号）では、「おさしづ」について、「例えば元はじまりの話、みかぐら歌、おふでさき、それから、当時、信者達の中に解釈されていた教理というものが分っているものとして、その上でお諭しをしておられるように思われる。だから以上の教義及び教理が分らないとおさしづの意味が本当に分らないもののようなのである」（66頁）とありますが、同しようなことが「おふでさき」についてもいえるということです。（『「かきもの・かりもの」の世界』P177）

補足 原典における「かしの・かりもの」の理 —「こふき話」をふまえつつ—

「おふでさき」では「かしの、かりもの」について具体的に説かれていない

『あらきとうりょう』の連載では「原典」については扱ってこなかったもので、補足として付けられているのがこの章です。「おふでさき」では「かしの、かりもの」はあまり触れられていないとすれば、何に教理の根拠を求めればいいのかとして提示されるのが「こふき話」です。ここでは「こふき本(梶井16年本)」と「おふでさき」の比較が行われています。

「かしの・かりもの」の理は、教えの台といわれるが、この「かしの・かりもの」について、原典ではどれくらい説かれているのか。まず、つとめの地歌である「みかぐらうた」には、「かしの」や「かりもの」といったことばは一度も出てこない。そして、「おふでさき」では、全1711首のうち、たった6首に出てくるのみである。一方、「おさしづ」では、226件の「おさしづ」に、357カ所みられる。原典においては、件数の上からは、とくに「おさしづ」において多く説かれているということになる。

「おふでさき」の背景 ／ 「おふでさき」の中で、「かりもの」ということばで説かれているのは1首のみであり、それは、

めへ／＼のみのうちよりのかりものを しらずにいてはなにもわからん (三・137)

というおうたである。ここでは、身の内「かりもの」の理を知らずには何もわからん、とその重要性が明確に示されている。

それでは、この身の内「かりもの」の理について、「おふでさき」において具体的にどのように説かれているのかというと、詳しい話は出てこない。そうしたところは、行間に隠れているということになる。

芹沢茂「おふでさきの教理体系についての覚書」（「天理教校論叢」第10号）には、「おふでさき」について、記憶によって十分わかっている話については省略があり、それは「端的に言って、こふき話である」(24頁)とある。そして、

(1)こふき話が、今日の教典の如き教理の大綱を示したものであること。しかも、これを取次ぎより、布教者の心に治めるべき教理として教えられたものであること。

(2)おふでさきの教理説明については、**こふき話の内容が暗黙のうちに前提**されていること。

の2点を挙げた上で、「この第二の点は、おふでさきの解釈において非常に重要な点であって、この認識こそ、おふでさきの教理体系の理解に欠くべからざるものである」（25頁）と記されている。すなわち、「おふでさき」のおうたの背景には「こふき話」がある、ということである。たしかに、「かしの・かりもの」の理が、原典においてどのように説かれているのかを求めようとするときにも、このことはよく当てはまる。（『「かしの・かりもの」の世界』P195）

澤井氏が「おふでさき」には省略があるという考え方の例として示した「おふでさきの教理体系についての覚え書」の当該箇所です。

35 こふき話との関係。おふでさきはおさしづに「忘れるから……」と仰せられているように、話を前提としているのであるが、雑多な話をチェックする性格もあることは先に述べた。しかも省略が沢山あるということは、耳に聞いた話としてその記憶に十分信頼のおけるような話が前提となっていることも明らかである。その話とは、端的に言って、こふき話である。

こふき話は「写本から推定される内容のもので、教祖が別の席で（教祖の代りに）話すようにと、取次ぎに記憶させた話」である。（別席とは、本来教祖の席に対して別席と言われたので、単に一般の座談的席から区別した意味の別の席ではなかったのではあるまいか。御在世時代に別席の語および事実があったか否かは一つの研究課題である。）／ こふき話は現在の写本から推察されるような内容であるが、これを六つのグループの話に分けて考えることができる。（天理教学研究第16号24－27頁参照）

I 元初りのお話 / II 守護 / III 元の親 / IV 救けの証拠 / V 人間の元 / VI 信仰

ここにあげた題は以下の記述に便利のための仮りのものである。

この一連の話が、教祖によって取次に語られたものであり、その内容の細部においてはなお不確定な部分を含んでいても、その大部分は殆んど疑問の余地ない明確な内容のものであることは認められる。ただ、おふでさきの第十号でいわれている「こふき」が、このものをさすかまたは、例えば神懸略記や道すがらなどの教祖伝を含んだもっと内容の多いものであるか、さらには、こふきとはこのようなもの以外の意味をもつものであるか、などについては、なお考究すべきところを残している。（例えば第十号に述べられているこふき、すなわちこふきをひろめるとか、こふきを待つとか、あるいは教祖が「こふきをつくれ」と言われたときの「こふき」の意味には、／ こふき話＋教祖伝・高弟や伝道者自身の体験記（＋つとめの証拠記録）／の如き意味である可能性がある。このことについては若干の論拠があるが、なお十分研究はなされていない。）

ここではこふき話をI－VIの内容を含む話とする。この内容のうち、I元初りのお話については、おふでさきとの関連において、すでにしばしば論じられている。

こふき話全体とおふでさきの関係はなお明らかにされていない。しかし次の一点は大体認められるであろう。

(1) こふき話が、今日の教典の如き教理の大綱を示したものであること。しかも、これを取次ぎより、布教者の心に治めるべき教理として教えられたものであること。

(2) おふでさきの教理説明については、こふき話の内容が暗黙のうちに前提されていること。

この第二の点は、おふでさきの解釈において非常に重要な点であって、この認識こそ、おふでさきの教理体系の理解に欠くべからざるものである。（「おふでさきの教理体系についての覚え書－おふでさき解釈序説」『天理教校論叢10号』P24. 芹沢茂. 1971）14

ここでは「こふき本(榊井16年本)」と「おふでさき」には、「かしもの、かりもの」について共通した内容がある事が指摘されています。ただ、それはたんに「榊井16年本」が「おふでさき」を真似て作られたからのような気がします。

- ①三号41. にんけんハみな／＼神のかしものや なんとをもふてつこっているやら
- ②三号126. にんけんハみな／＼神のかしものや 神のぢうよふこれをしらんか
- ③三号137. めへ／＼のみのうちよりのかりものを しらずにいてはなにもわからん
- ④六号120. このよふハ一れつハみな月日なり にんけんハみな月日かきもの
- ⑤十三号46. それよりもたん／＼つかうどふぐわな みな月日よりかきものなるぞ
- ⑥十三号79. このはなしにんけんなんとをもっている 月日かきものみなわがこども

「こふき話」に「この世は月日両人の身体なり。天地抱き合わせの世界。人間は、月日ふところに住まいしているものなり」と説かれるように、「おふでさき」においても、①と③のおうたの前には、同じおうたで、

たん／＼となに事にてもこのよふわ 神のからだやしやんしてみよ (三・40、135)

とさとされ、「身の内かりもの」ということと、「この世は神のからだ」ということが一対となって説かれている。④「このよふハ一れつハみな月日なり にんけんハみな月日かきもの」のおうたについても、同様に解釈されている。

そして、「こふき話」の続きに、「人間はみな神の子なり。身の内は神のかきものなるゆえに、他人というはさらになし。みなきょうだいなり」とあるが、「人間はみな神の子」というのに対応して、④のおうたの前に、

どのよふなものも一れつハかこなり 月日の心しんばいをみよ (六・119)

と、どのような者も「一れつわが子」といわれている。⑥にも「月日かきものみなわがこども」といわれるように、「人間はかきものである」ということと、「人間はみなわが子である」ということがセットになって説かれている。

「身の内は神のかきものなるゆえに、他人というはさらになし。みなきょうだいなり」については、⑤の前に、

せかいぢういちれつわみなきよたいや たにんとゆうわさらにないぞや (十三・43)

と、世界中は「一れつきょうだい」であり、「他人というはさらになし」と説かれている。

さらに続きの文脈では、

高山にくらしているもたにそこに くらしているもをなしたまひい (十三・45)

それしらすみなにんけんの心でわ なんとたかびくあるともふて (十三・47)

と、「人間に高低はない」ということがさとされるおうたが出てくる。この点は、②の直前に、

高山にそだつる木もたにそこに そたつる木もみなをなじ事 (三・125)

とあるのも、同様の文脈である。↘

みのうちわ神のかりものなり。人げんしゆこふくたさる神わ、國とこたち
 のみ事、おもたりのみ事、この二はしの(神《補・上田本20》)わとの神、あと
 の八はしらの神わ人間をこしらゑるにつき、つこふたどふぐ主に神なをさつ
 一 中略
 このよふわ月日りよ人のからだなり。天ちきあわせのせかい。人間わ、月
 日ほところにすまいしているものなり。それゆゑに、人間のすることに、月
 日のしらんことわなし。人間わみな神の子なり。みのうちわ神のかりものな
 るゆゑに、たにんとうわさらになし。みなきよだいなり。
 これまでわ、人間にやまいとゆゑは、いし、くすり、をかみきとふとゆう
 ていたれども、人間にわやまいないものなれど、人間にわ八つのころゑち
 がのみちあるゆゑに、やまいのもとわころからとゆうなり。この八ツころゑ
 ろいちかいとゆうわ、ほしひ、おしみ、(恨み《補・梶本22》)、はらた、かわ
 ひ、にくい、よくに、こふまん。これ八つのころゑちかいわみのうちのほ
 こりとなり、十五歳になるまでのこどもものあしきわおやのほこり、を子にあら

♫ さらに、「こふき話」の「人間には病ないものなれど」ということについて、③のおうたの前後に、
 にち／＼によふほくにてわていりする どころがあしきとさらにをもうな (三・131)
 をなじきもたん／＼ていりするもあり そのまゝこかすきもあるなり (三・132)
 いかなるのちうよじぎいのこのためし ほかなるとこでさらにせんぞや (三・133)
 いまでもためしとゆうてといたれど もふこのたびはためしをさめや (三・134)
 しやんせよやまいとゆうてさらになし 神のみちをせいけんなるぞや (三・138)
 一寸したるめへのあしくもできものや のぼせいたみハ神のてびきや (三・139)
 と記され、身の内にいかなることがあらわれてきたとしても、それは病ではなく、神の「てびき」「ていれ」「ためし」「みちをせ」「いけん」であることが説かれている。
 このように、「おふでさき」において、「かしもの・かりもの」が説かれる際に、その前後においては、「この世は神のからだ」、「一れつはわが子」、「一れつきょうだい」(他人というはさらにない、人間に高低ない)ということが説かれ、「病というてない」と出てくる。
 「おふでさき」の中では、たすけ一条の道を推し進めていく上で、順序をおって話を展開されているが、そのそれぞれの場面に応じたお話の中で、「こふき話」に出てくるような神様のお話を背景としながら、「かしもの・かりもの」ということに少し言及される。その一言によって、背景にあるようなお話が思い起こされるというようにして説かれているのが、「おふでさき」のおさとしといえる。すなわち、**「おふでさき」で「かしもの・かりもの」の理を説くことが主題ではなく、すでにそれは説いてあって、それが、その時々のお話の場面に応じて言及される**のである。／ そのことは、「おふでさき」に限らず、原典において「かしもの・かりもの」の理が説かれる場合、そこではじめて「かしもの・かりもの」の理について教えられたのではなく、すでによく知っている教えとして、「かしもの・かりもの」の理に言及しながらお話をされているのである。(『「かしもの・かりもの」の世界』 P206)

『こふきの研究』には、「和歌体十四年本—山澤本」「説話体十四年本—手元本」「説話体十四年本—喜多本」「十六年本—梶井本」の4種類の「こうき本」が全文掲載されています。この四つのなかで、「おふでさき」にある「かしの」が出て来るのは、「梶井本」だけなのです。他の三つは「かりもの」だけで「かしの」は一回も出てきません。それゆえ、「こふき本」を「おふでさき」と比較しようとする、梶井本を対象にせざるを得ないので。これは何を意味しているのでしょうか。

「かしの」という表現は、神の立場からのものです。それに対して「かりもの」は人間からのものです。ゆえに教祖＝神からの言葉である「おふでさき」には「かしの」が主になっています。後述(当資料P23)するように明治以降には神＝天皇という神観からの「かしの、かりもの」もありました。この考え方に立って、「かしの」という表現は記述者＝天皇ということになり、一般庶民が書くものにおいてそれを用いることは、はばかれるものではなかったか。それ故、14年本には「かしの」はない。16年梶井本に「かしの」があるのは、意図的に「おふでさき」の表現を真似た、と考えることも出来るように思います。

以上、『こふきの研究』によりながら、「こふき話」の諸本における「かしの／かりもの」の語を取りあげて、その文脈について考察した。ここで、改めて整理すれば、それぞれ、

「山澤本」…「かしの」0カ所、「かりもの」12カ所 ／ 「手元本」…「かしの」0カ所、「かりもの」1カ所

「喜多本」…「かしの」0カ所、「かりもの」5カ所 ／ 「梶井本」…「かしの」3カ所、「かりもの」7カ所

となり、総計では、「かしの」が3カ所、「かりもの」が25カ所となる。『おふでさき』においては、主として「かしの」の語が用いられていたが、「こふき話」においては、「説話体16年本梶井本」において「かしの」の語が3カ所にみられる以外は、「かりもの」の語によって説かれている。「かしの」の語によって説かれている3カ所の内容は、「人間は皆神の子／一れつきょうだい」「つとめ」「をびやたすけ」などが主要な話題となるものであり、『おふでさき』の内容に近い点が注目される。この「かしの」の語によって説かれている3カ所の内容は、『こふきの研究』に掲載されているものの中では「説話体16年本梶井本」にしかないものである。

「説話体16年本梶井本」において「人間は皆神の子／一れつきょうがい」が話題になるところでは、「この世は神の身体」ということが話の切り口となっている。「この世は神の身体」という表現は、「説話体14年本喜多本」にもみられる。「この世は神の身体」とともにかしの・かりものの理か説かれるという点は、『おふでさき』の記述とも共通しているが、「こふき話」においては、「この世は神の身体である」ということについて、「和歌体14年本山澤本」「説話体14年本喜多本」「説話体16年本梶井本」にみられるように、「地と天とは実の親」であり、人間はその中に「懷住まい」をしているという点に強調点がおかれているところに特徴がある。(「『おさしづ』におけるかしの・かりものの理」『天理教校論叢41号』P92. 澤井一郎. 2011)

澤井氏は明治7年の「おふでさき」3号に「かしの、かりもの」とともに「ほこり」についても書かれていることから、その当時、すでに「かしの・かりもの」と八つのほこりを中心とする教理が教えられていたと推定します。ただ、「ほこり」については「おふでさき」に五つしかないことについて、これも「かしの、かりもの」と同様に残りの三つは省略されているというわけです。その論拠として、「こふき話」には八つ出ていることを挙げています。

(※「かしの」が2件ある) 第十三号は明治10年の執筆とされ、「こふき話」の写本は明治14年本や16年本が主なものとして残されている。「こふき話」において記されている内容が背景にあるとすると、『おふでさき』と「こふき話」の成立年代が前後することになるが、これについては、「こふき話」が書き残される以前に説かれていた教えの内容に着目することが必要となる。それが、『おふでさき』におけるかしの・かりものの理の背景にあるということにもなってくる。

表紙に「明治七戌年一月ヨリ」とある第三号には、「かしの」と「かりもの」の両方の語がみられ、

なにゝてもやまいとゆうてさらになし 心ちがいのみちがあるから 三 95

このみちハをしいほしいとかハいと よくとこふまんこれがほこりや 三 96

と、八つのほこりについても記されている (17)。このことから、この頃にはすでに、かしの・かりものと八つのほこりを中心とする教理が教えられていて、たとえば、『稿本天理教教祖伝逸話篇』の「三六 定めた心」の逸話にもあるように、教祖から直接に仕込まれた取次人を通して、いわゆる明治14年本や16年本などの「こふき話」が記される以前に、信者間で説かれていたのではないかと考えられる。（「『おさしづ』におけるかしの・かりものの理—『おふでさき』および「こふき話」の理解をふまえて」『天理教校論叢41号』P81. 澤井一郎. 2011）

(17) 『おふでさき』では、八つのほこりのうち5つしか挙げられていないが、文献的には、「こふき話」において8つを確認することができる（澤井勇一『おふでさきを読む』道友社、平成10年を参照）。このように『おふでさき』には省略があるのであって、それゆえ、当時、信者間でどのような教理が説かれていたのかということが重要な意味を有することになる。（「『おさしづ』におけるかしの・かりものの理」『天理教校論叢41号』P171. 澤井一郎. 2011）

澤井一郎氏が「ほこりは八つ」の論拠として挙げている『おふでさきを読む』の該当部分が下の文です。沢井勇一氏は「八つのほこり」が出ている「こふき話」を原典に加えることで、「『おふでさき』は五つ」という問題を解決しようとしています。ただ、「こふき話」について教祖は「“それでよい”と仰せにならなかった」ということが伝えられており、決め手にはなりません。

2020.11P16

「こふき話」は、原典のなかにいれていません。けれども、二代真柱様は、二代真柱様は、昭和35年(1960年)に、ドイツのマールブルグでひらかれた、第10回国際宗教学宗教史会議において、「天理教教義における言語的展開の諸形態」(中山正善『陽気ぐらし』〈道友社〉に、「原典と教義について」と改題して収録)という論文を発表されました。そのなかで、「こふき話」を、きちっと位置づけて説明されています。ですから、「こふき話」を三つの原典にくわえて理解させていただこう、と思います。／ このように、「こふき話」を位置づけてみると、なるほどと、はっきりみえてくる場所があります。「おふでさき」の第三号96のおうたには、「ほこり」のおさとしがあります。

なにゝてもやまいとゆうてさらになし 心ちがいのみちがあるから 三 95

このみちハをしいほしいとかはいと よくとこふまんこれがほこりや 三 96

と書かれています。ここには、「ほこり」は五つでてくるだけです。「をしいほしいとかはいとよくとこふまん」で、「これがほこりや」といわれます。ところが、「八つのほこり」として教えていただいています。

—中略— ／ というと、その「八つのほこり」については、どこにでてくるのか、ということになります。おやさまは、やはり、直接、じかにお仕込みくださっています。その証拠としての記録が、「こふき話」のなかに登場します。「こふき話十四年本説話体喜多本」をひきますと、

コノロチカイノ道ガアル。コノチガイ、ホコリニタトエテモウスナラ、ホシイ、ヲシイ、カハイ、ニクイ、ウラメシヤ、ハラダチヤ、ヨクトコウマン、コレハツノホコリナリ。(中山正善「こふきの研究」九八ページ)

と書かれています。／ いまここで、「ほこり」を例にあげましたけれども、「おふでさき」の第三号96の前後のおうたと、「こふき話」のなかの、その個所、「おさしづ」のおさとしというものを、つなぎあわせてみると、「ほこり」のおはなしのストーリーというものが、はっきりとかびあがってきます。【『おふでさきを読む』沢井勇一.P52.道友社.1998】

沢井勇一氏は『おふでさきを読む』で「八つのほこり」について「こふき話十四年本説話体喜多本」を引用しています。

『こうきの研究』を著した中山正善氏は同書他で、教祖は「こうき」の内容についてそれでよいとはいわなかったという話を伝えています。「こうき本」の内容をそのまま教祖が説いていたこととするには、この点が引っ掛かります。

「和歌体14年本
(山澤本)」

109、にんげんにやまいとゆうてなけねども こゝろちがいのみちがあるゆへ

110、このみちハぶんぶ（凡夫？）こゝろにハツあり ほしいをしいとかはいにくいと

111、うらめしとはらだちよくとこふまんと これがハツのこゝろちがいや（『こふきの研究』P68）

元来、その最大の問題は、教祖は“こふき”を作れと御命じになった。山澤氏が筆を執ってお目にかけたが、それでよい、とは御受納にはならなかった。ーと申し伝えられています。その点から考えますと、仮令、良助筆十四年本が探ね得た最古の“こふき”話であったにしろ、それが“こふき”話の基準であり、本末の姿であるとは断じ得ないのであります。それは一つの試作とは考えられるが、教祖のもとめられる“こふき”であるとは、申し得ないのであります。又、“それでよい”と仰せにならなかった点が、その何れにあったのかも不明でありますので、お話全体が間違っているのか、部分的に思召に叶わなかった点があるのか、それも不明なのであります。（『こふきの研究』P10. 中山正善. 1957）

おふでさきのお筆を止められた頃から、教祖は繰り返し繰り返し側近の信心深い人々に話して聞かされたのは、後に所謂『こふき話』と言われる人間始まり出しの物語であった。これは前述のつとめ、特にかぐらづとめの所以を明らかにする為に語られたものであるが、そこには人間世界の始元が語られていると共にその理に根ざして、その救済の教が開示されたことが教えられるものである。この『こふき話』は本来書きものとして示されたものではない。物語として特に取次の人を仕込む上から、じゅんじゅんと理を話しきかされたものである。然も教祖は、その話を心にそのまましっかりと畳み込み、憶え込んでしまうことを主眼とされ、必ずしもその場で書きうつすことを望まれなかった。「こふき」をつくれ、とのお言葉ではあったが、さればと言って、或る人が書き写しを作成して教祖にお見せした所、それで結構だと仰せにならなかったとも伝えられる。これ等は何れも味わうべきことであろう。即ち徒らに語句や言葉の表面にとらわれずに、その中にこめられている意味こそ、体感を以て悟り取るべきことを促されたのであろう。（『陽気ぐらし』P38. 中山正善. 1977. ※引用文は1960年初出）

「おふでさき」と「こふき」の五つと八つの違いを、「高山の説教(三条の教則の説教)」からの影響がある可能性を指摘している。

『十柱の神』考(その二)―大教宣布運動とのかかわりに注目して(早坂正章著)は、三条の教則説教で行われた話の中に「欲しひ」「惜ひ」「憎ひ」「可愛」「腹立」の心遣いが出て来ていて、明治6年11月に中山家の屋敷内で行われた三条の教則説教と「おふでさき」3号の「ほこり」との関連を問題にしています。「おふでさき」では説教の中の「憎ひ」と「腹立」が抜かれ、「よく」「こうまん」が足されているわけです。これは教祖の明確な意志がそこに存在していると思われます。ここに、「こふき本」の内容＝教祖の教えとする事が出来ない理由があります。

【「十柱の神」考(その二)―大教宣布運動とのかかわりに注目して(早坂正章著)』『天理教学研究37(1999)』P50】
 ところで、大教宣布運動の中で教導職の説教に用いたとみられる教本の一つに『説教通話』(宇喜多練要著、京都四書房梓、明治六年十月発兌)という文書がある。説教聴聞の者と説教師との質擬応答の形式で道理を説いているが、全七章からなるその冒頭の「第一 敬神の実際ハ正直の力行を以て其職を効すにある話」の中に、次のような記述がみられる。／ 中略 ／
 併御説教聴聞の間か又は存じもよらぬ貨殖(かねもう)けの註文を聞きました時は真実敬神の心になりまして是が神さまの御加護じや功德じやと存じ込みます、さりながら欲しひか惜ひか憎ひか可愛か腹の立ときハ諷張(さっぱり)忘れて仕舞ます何卒貨産(すきわい)の事件に拘りても敬神を忘失ぬやうに御説得の御講究を希ひ奉ります・・・・・・(六頁) 〈傍線早坂〉とある。

この種の説教が教導職によってどの程度一般に行われていたのかは今のところ不明であるが、ここに言われた「欲しひ」「惜ひ」「憎ひ」「可愛」「腹立」の心遣いは、「八つの埃」の中の五つに該当しており、注目される記述である。／ 「八つの埃」の内容が「おふでさき」によって具体的に示されたのは、次のお歌においてである。／ このみちハをしいほしいとかはいとよくとこふまんこれがほこりや 三号九六 〈傍線早坂〉／ ここには、「にくい」「うらみ」「はらだち」はないが五つまで挙げられている。「おふでさき」第三号が、明治七年一月より御執筆という点に注目した時、「八つの埃」の教えも「十柱の神」と同じく、一つには大教宣布運動との関わりが憶測されるが、この問題については後の課題としたい。

このみちハをしいほしいとかはいと よくとこふまんこれがほこりや 三 96

「おふでさき」三号96のおうたは、「このみちハ」という言葉から始まっています。何かほかに「ほこり」について語られているものがあって、それに対して「このみちハ」とことわって、それとは違う五つを挙げた、という読み方が本来ではないかという気がします。

「ほこり」の解釈に深入りしましたが、「かしの、かりもの」の問題に戻しましょう。

下の文は当資料のP3に出したものと同じです。『「かしの・かりもの」の世界』の結論的な部分なので再掲します。〈註(7)〉は、おさしづに頻出する「いんねん(個人のいんねん)、たんのう」が「おふでさき」には出てこないことと比較すると、「かしの(かりもの)」が6回出て来るのは多いとも解釈できるという主旨です。

「いんねん(個人のいんねん)、たんのう」が「おふでさき」にあまり出てこないのに、『教典』では重要な教えとなっているのは、教祖中山みきの教えによって啓かれた天理教にとっては大問題ではないかとも思えます。

原典において、私たちが日々どのように通らせていただくかということについて、一番端的な形でさとされているのが、「よふぼく」としての生涯の心得が記されている「おさづけさしづ」（「おかきさげ」）の場である。その中では、大事なさとしとして、「かしの・かりもの、心一つが我がの理」とさとされている。

そうした場面と、「おふでさき」のような世界たすけの思惑が記されている場面では、大きく話の主題が異なる。「おふでさき」のような場面では、「かしの・かりもの」については、時折、言及がある程度になる。

そうした違いはあれども、いずれにしても、原典においては、「かしの・かりもの」について詳しく説かれるわけではない。原典の背景には、「こふき話」にあるような神様のお話がある。あるいは、「十柱の神様のご守護」と「八つのほこり」に基づく伝統的な「かしの・かりもの」のお話が背景にある。

原典において「かしの」や「かりもの」とおことばがあると、こうしたお話が心に浮かぶという形で説かれてきたのである。おことばの背景をたずねることで、「かしの・かりもの」と「八つのほこり」の理に基づいて、「誠の心」「たすけ一条の心」で通らせてもらおうという、この道の信心の土台にあるものが浮かび上がってくるのである。（『「かしの・かりもの」の世界』P212）

註(7)「おさしづ」において頻出する「いんねん」や「たんのう」であるが、「いんねん」について、「おふでさき」で説かれるのは、「元のいんねん」であり、「おさしづ」でさとされるような意味での「個人のいんねん」については、「おふでさき」ではほとんど出てこない。「たんのう」については、「おふでさき」ではまったく出てこない。そういう点から考えると、「おふでさき」で「かしの」「かりもの」というおことばが6件出てくるということも、たった6件と表現したが、大事な教えの根本であればこそ、それについて述べることが話の主題ではないにもかかわらず出てきている、と理解するべきところかもしれない。（『「かしの・かりもの」の世界』P214）

明治6年11月に中山宅で神道説教が行われています。それを受けるかのように書かれたのが「おふでさき」三号です。表紙には「明治七戌年一月ヨリ」とありますが、内容から陽暦明治6年11月22日ころから書かれ始められたと推定されています。説教が行われた約3週間後です。そのなかに、〈このみちハをしいほしいとかハいと よくとこふまんこれがほこりや 三 96〉があります。説教の中で「ほこり」になる心遣いが話されたので、それに対して「このみちハ」というわけです。

では、「かしもの、かりもの」はどうなのでしょう。神道の国教化政策として国土、自然、人間の成り立ちが皇祖の神々によるものであり、その皇統に立つ天皇の神聖性が説かれる神道説教の中に「かしもの、かりもの」的なものはなかったのでしょうか。

八島英雄氏は天皇の土地、天皇の民という考え方の中に明治新政府の「かしもの、かりもの」の理があるのだという見方をしています。その神道説教の中の「かしもの、かりもの」に対して、教祖は「おふでさき」で、前回説明したように神の子としての人間の平等を説いたのです(前回資料P22～26)。この人間の中には、新政府が「神」とする天皇も当然含まれています。

しかし、明治14年以降から残る天理教文献では、記紀神話の神名を持つ神々の守護による「かりもの」が説かれていきます。これは神道説教の「かりもの」論であり、それゆえ、幡鎌氏(前回資料P1)が述べているように、批判文書の対象にはならなかったのです。

中教院は明治6年6月2日、長野県善光寺に設置されたのを初めとして、翌7年にかけて一府県に一中教院の割で設けられていくが、奈良では7年3月17日、元紀州屋敷跡に置かれている。他府県に比べて設置が遅れたのは、一つには南都の諸寺院が維新の宗教変動によって受けた打撃が大きかったためともみられている。／ しかし、教化活動自体は、中教院の設置以前、すでに明治6年の段階で開始されている。氏子制度によって、改めて中山家の氏神と定められた石上神社(明治16年石上神宮に改称)の『当社受持説教聴衆届／石上神社』によると、当社で行われた説教の記録が記されているが、それを表に示すと次の通りである。 一略一

更に当社の教導職が同期間、山辺郡内の神社(小教院)に巡回説教を実施した記録を表示すると次の通りである。

説教実施日 聴衆人数 説教所

明治6年8月18日 70名 布留村 巖嶋神社 / 一略一 / 々 11月4日 150名 庄屋敷村 春日神社 / 一以下略一

この中で明治6年11月4日、聴衆150名、庄屋敷村春日神社とあるが、『明治七年七月／巡回説教聴衆届／石上神社』には、

(明治七(ママ)年)十一月四日於莊屋散村戸長仲山秀治宅 / 講師同上 / 聴衆百五拾人

と記されている。実際には戸長宅で行われた説教も、大教院への届には春日神社と記載したものと思われる。中山家での説教に150人の聴衆を収容したとなると、恐らく“つとめ場所”が使用されたのではなかろうか。(「十柱の神」考(その二)一大教宣布運動とのかかわりに注目して」早坂正章.『天理教学研究37号』P33. 1999)

いまだ学校教育の恩恵に浴さぬ一般民衆が、大教の名のもとに初めて日本神話の説教を耳にし、国土、自然、人間の成り立ちが皇祖の神々によるものであり、その皇統に立つ天皇の神聖性を度重ねて説き聴かされたのであるから、その理解の程度は別として、それらの事柄についての関心が高まったことは容易に想像される。次の「おふでさき」第三号（明治七年一月より御執筆）のお歌は、直接にはその説教を聴講する信者達に対して諭されたものと理解される。／ 高山のせきよきいてしんしつの 神のはなしをきいてしゃんせ（三号148）／ にち／＼に神のはなしをたん／＼と きいてたのしめこふきなるぞや（三号149）／ 教導職による大教（神道）の説教を聴いて、真実の親神の教えと比べてよく思案せよ。その上で日々親神の話を段々と聴いて楽しめ。この話こそは、真実の助けの教えであると。 —中略—

大教宣布という宗教的教化を標榜してはいるが、内実は政治的意図のもとに行われた神道の国教化政策であって、その理念の中核として据えられたのが記紀神話であった。／ 特に信者達にとっては、入信以来聴かされてきた道の教えに立脚した時、教導職による説教の一つ一つが、当然、疑問として浮上し、教祖の下に参拝の折、取次人に、時には教祖直接にお尋ねするという場面も生じたのではなかろうか。／ きたくばたつねくるならゆうてきかそ よろづいさいのもとのいんねん（一号6）／ つまり、この大教宣布運動を契機として、自らが信仰する神と、記紀神話に登場する神や神社に祀られる神々との相違、更には世界・人間の創造、天皇の存在など、様々な問題が、信者一人一人の意識の中に醸成されていったことと思われる。／ かかる状況を視野に置いた時、明治七・八年のこの時期に至って、教祖が初めて教の根幹を次々に教示された意味が、改めて了解されるのである。（「「十柱の神」考（その二）一大教宣布運動とのかかわりに注目して」早坂正章、『天理教学研究37号』P46. 1999）

教祖が教えた借物の理というのは、全てのものは誰のものでもない。互いたすけ合いのための、陽気づくめの世界を作り出すためのものだと言っているのです。そして、これが生命あるものの、また、全てのものの本来の使い方なのだと仰言っているのです。／ 全てのものは誰のものでもなく、陽気づくめ世界実現のためのものだ、神が貸しているものであり、神の心に沿ってしか喜んでは使えないというのが借物の理なのです。これがお道の一番の原則なのです。／ 誰のものでもなく、互いにたすけ合うための身体であり、ものであるというのが、お道の借物の理の一番の特徴なのです。／ 特徴と言うからには、他とは違っているということです。他と違っているというわけは、教祖の教えとは違う借物の理が日本の常識だったのです。

田地も身体も借りている。借り主の心に沿って借り賃を払うというのは、教祖が元の理に基づく借物の教理を説くまでの日本の常識だったのです。／ 教祖の時代に、どのように借物の理が説かれていたのかと言うと、江戸時代には、全てのものは殿様のものだという教育が徹底されていたのです。—中略— 殿様の時代にはそういう姿だったのですが、教祖がおふでさきを書かれた頃、明治になって幕府が倒れ、版籍奉還が行なわれました。／ 版というのは土地で、籍というのは奴隸名簿です。殿様が270年前に、徳川家康の口ききで天朝様から領地と農民を使って支配して良いと土地と奴隸名簿を預けられたが、幕府が倒れたから殿様が持っていた支配権を天朝様にお返しするということなのです。／ これは、1200年前の公地公民制、この国土は全て天皇のものということに戻ったのであり、民は全て天皇の民であるということです。帝の国、帝の民に戻ったのです。／ 帝に土地と奴隸名簿を返し奉ったというのが版籍奉還という意味なのです。この時から天皇の土地、天皇の民なのです。／ 借り賃は天皇に払いなさいということです。このように教育されていたのです。／ 明治の初めに日本の政府が作った教科書の中に、この国土は一尺の地たりといえども天皇陛下のものでないものはございません。ここで働いたものは皆天皇陛下に捧げるのだと教育されていたのです。／ これが明治初年の借物の理なのです。（『ほんあづま247号』P9. 八島英雄. 1989. 9月）